

# No.1

令和5年3月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

議案第 3号	戸田市ケアラー支援条例.....	1 頁
議案第 4号	戸田市がん対策推進条例.....	4 頁
議案第 5号	戸田市予防接種健康被害調査委員会条例.....	7 頁
議案第 6号	戸田市手数料条例の一部を改正する条例.....	10 頁
議案第 7号	戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	11 頁
議案第 8号	戸田市児童福祉審議会条例及び戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例.....	12 頁
議案第 9号	戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	13 頁
議案第 10号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	15 頁
議案第 11号	戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	17 頁
議案第 12号	戸田市立郷土博物館条例の一部を改正する条例.....	19 頁
議案第 13号	令和4年度戸田市一般会計補正予算(第13号).....	別冊 No. 2
議案第 14号	令和4年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号).....	別冊 No. 2
議案第 15号	令和4年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算(第5号).....	別冊 No. 2

議案第 16 号	令和 4 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....	別冊 No. 2
議案第 17 号	令和 4 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算(第 3 号) .....	別冊 No. 2
議案第 18 号	令和 4 年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第 2 号) .....	別冊 No. 2
議案第 19 号	令和 4 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算(第 2 号) .....	別冊 No. 2
議案第 20 号	令和 4 年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) .....	別冊 No. 2
議案第 21 号	令和 4 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 (第 4 号) .....	別冊 No. 2
議案第 22 号	令和 4 年度戸田市下水道事業会計補正予算(第 2 号) .....	別冊 No. 3
議案第 23 号	令和 5 年度戸田市一般会計予算.....	別冊 No. 4
議案第 24 号	令和 5 年度戸田市国民健康保険特別会計予算.....	別冊 No. 5
議案第 25 号	令和 5 年度戸田市市民医療センター特別会計予算.....	別冊 No. 5
議案第 26 号	令和 5 年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算.....	別冊 No. 5
議案第 27 号	令和 5 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算.....	別冊 No. 5
議案第 28 号	令和 5 年度戸田市火災共済事業特別会計予算.....	別冊 No. 5
議案第 29 号	令和 5 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 予算.....	別冊 No. 5
議案第 30 号	令和 5 年度戸田市介護保険特別会計予算.....	別冊 No. 5

議案第 3 1 号	令和 5 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 予算.....	別冊 No. 5
議案第 3 2 号	令和 5 年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算.....	別冊 No. 5
議案第 3 3 号	令和 5 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算.....	別冊 No. 5
議案第 3 4 号	令和 5 年度戸田市水道事業会計予算.....	別冊 No. 7
議案第 3 5 号	令和 5 年度戸田市下水道事業会計予算.....	別冊 No. 7
議案第 3 6 号	保養所解体工事請負変更契約について.....	2 0 頁

## 議案第3号

### 戸田市ケアラー支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民等のうち、高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。

#### (基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、市、市民等、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう地域社会全体で支えるように行われなければならない。

2 ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、支援を必要としているケアラーの早期発見に努めるものとする。

3 市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、ケアラーの意向を尊重するとともに、市民等、事業者及び関係機関と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

る。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する施策)

第9条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) ケアラー支援に関する広報及び啓発

(2) ケアラー支援体制の構築

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第4号

### 戸田市がん対策推進条例

#### (目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、市、市民、保健医療関係者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的に推進し、もってがんの予防及び早期発見の推進並びにがん患者及びその家族への支援を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 医師その他の医療関係者並びにがんの予防及び早期発見に携わる者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、国、埼玉県、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族を支援することを目的とする活動を行う民間の団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療のほか、保健、医療、福祉等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されなければならない。

#### (市民の役割)

第4条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、必要に応じ、がん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

#### (保健医療関係者の責務)

第5条 医師その他の医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するものとする。



3 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員に対するがんの予防に資するための環境の整備に努めるとともに、がんの早期発見に資するため、従業員のがん検診等を受ける機会が妨げられることのないよう適切な配慮に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進等)

第7条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、児童及び生徒ががんに関する理解と関心を深めることができるよう、がんに関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第8条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の支援)

第9条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族に支援に関する

情報を提供するものとする。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第5号

戸田市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害(以下「健康被害」という。)について適正かつ円滑に調査するため、戸田市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、健康被害について医学的な見地から調査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人蕨戸田市医師会の代表者 2人以内
- (2) 埼玉県南部保健所長
- (3) 埼玉県知事が推薦する専門医師 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第2条の諮問に対する最終的な調査を終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

4 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(書面等による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第60号を第61号とし、第59号の次に次の1号を加える。

(60) 予防接種健康被害調査委員会委員

別表第1中60の項を61の項とし、59の項の次に次のように加える。

60	予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額	12,000
		副委員長		11,500

		委員		11,000
--	--	----	--	--------

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第6号

戸田市手数料条例の一部を改正する条例

戸田市手数料条例(昭和41年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表(注)第2項中「3筆」を「8筆」に、「3棟」を「8棟」に、「し、1筆又は1棟を増すごとに50円を加える」を「する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表(注)第2項の規定は、施行日以後に申請のあった土地建物に関する証明から適用し、施行日前に申請のあった土地建物に関する証明については、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第7号

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 号

戸田市児童福祉審議会条例及び戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

( 戸田市児童福祉審議会条例の一部改正 )

第 1 条 戸田市児童福祉審議会条例 ( 平成 1 3 年条例第 5 号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

( 戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正 )

第 2 条 戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例 ( 平成 2 7 年条例第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

戸田市長 菅 原文 仁



## 議案第9号

### 戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他

の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第10号

### 戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19

条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3項」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 1 1 号

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 7 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 1 3 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計

画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

( 安全計画の策定等に係る経過措置 )

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第12号

戸田市立郷土博物館条例の一部を改正する条例

戸田市立郷土博物館条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第4条中「法」を「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）」に改める。

第9条第1項中「第20条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第36号

保養所解体工事請負変更契約について

保養所解体工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 保養所解体工事
- 2 場 所 静岡県賀茂郡東伊豆町白田321番地6外
- 3 工事内容 保養所の解体に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金149,600,000円  
変更後 金157,806,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金14,346,000円)
- 5 工 期 変更前 令和5年3月24日まで  
変更後 令和5年3月31日まで
- 6 契 約 者 川越市神明町23番地15  
株式会社シオノ工業  
代表取締役 伏見 有朋

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁